

# 検討懇談会（第3回）資料

## 意見概要一覧

## 【(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例】検討懇談会 (第2回)

## 市民や事業者の皆さん、地域ぐるみでできること

～それぞれに何が出来る、力を合わせて何が出来る？～

## ＜情報提供などで、個人や家庭から防犯への関心を高める＞

- ・ 地域防犯に対する個人の意識が低い。
- ・ 地域との関わりを拒む意識がある(プライベートシー重視?)。
- ・ その一方で、(振り込め詐欺等)家の中でおきる犯罪への関心は高い。
- ・ 家の中でおきる犯罪も条例の対象にし、個人の意識を高める。
- ・ 地域防犯活動をしていない一般の人を対象に「気づいてもらう、知ってもらおう」ことが大切。
- ・ 日頃から「誰に SOS すれば良いか」を知ってもらう。

## ＜安全な繁華街になるようお店の協力も＞

- ・ 繁華街での犯罪が多い。
- ・ お店も防犯活動に協力することが大切。

## ＜子どもや若者との連携で意識づくりを＞

- ・ 地域防犯の中心となっている町内会も高齢化している。
- ・ 毎月、防犯活動をしているが、日常の意識づくりが大切。
- ・ 北大の学生と商店街が連携して地域活動が活性化している事例もある。
- ・ 小学生、大学生など若い人と一緒に活動することは防犯意識を高める。

## ＜地域による意識や取組の差を埋める＞

- ・ 地域活動が活発にならない地区もある(共稼ぎ世帯が多い等)。
- ・ 学校での安全安心マップづくりを通して危険なところを子どもに教えている。
- ・ 地域によって学校の対応が異なる。

## ＜地域活動の立ち上げや参加のきっかけづくりが重要＞

- ・ 連続放火事件をきっかけにパトロール運動、他の犯罪も減少活動に PTA の協力が得られないのが悩み。
- ・ PTA も地域によって温度差がある。
- ・ 気軽に活動に参加できるきっかけづくりが重要。
- ・ 熱心に声かけをすれば 1/3 は参加してもらえる。

## ＜区境を超えた地域間連携を＞

- ・ 不審者メールなど、区域を超えて配信されるべき地域に必要な情報もある。
- ・ 区が違えば情報が流れない。
- ・ 区の広域連携によるタイムリーな情報提供が大切。

## ＜住宅地の防犯が今後の課題＞

- ・ 公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。
- ・ 花畑等、美化活動といった気軽にできる取組も防犯につながる取組。

## 札幌市に求められる取組

～具体的な取組がより効果的に行われるためには、何が必要？～

## ＜地域防犯活動の継続のための支援を＞

- ・ 活動の立ち上げより継続していくことが大変。

## ＜地域防犯活動の顕彰が活動への励みにつながる＞

- ・ ボランティア活動を地域で認めてもらう。
- ・ 市による地域防犯活動の顕彰は有効。

## ＜環境(ハード)の安全の向上を＞

- ・ 犯罪心理に、「その気にさせる環境(まちの汚れ等)」がある。
- ・ 防犯の視点によって公共空間の安全性を高めていくことが大切。

## ＜都心、中心市街地では公共空間に市民に係る仕掛けを＞

- ・ 公共空間で、いつも誰かが、何かに関わっていることが防犯の視点にも有効。
- ・ 公共空間への関わりづくりのメニューと場所づくりが大切。

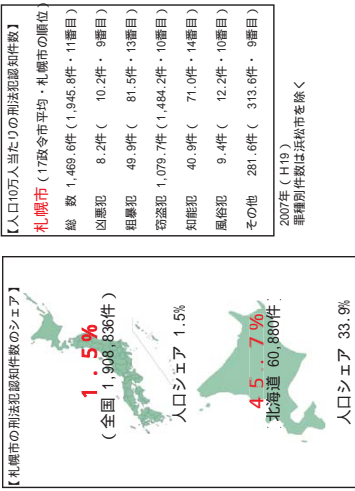
## ＜住宅地の防犯が今後の課題(再掲)＞

- ・ 公共空間のみならず、高齢化、空洞化に伴い、住宅地も同様に取組が必要。

犯罪被害者等とは？・・・犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者、その家族・遺族

犯罪被害者等の置かれている現状

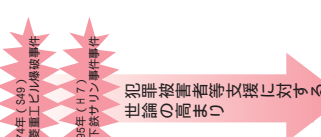
**刑法犯の認知件数 2007年（H19）**  
 27,840件  
 155件  
 946件  
 -凶悪犯（殺人・強盗・放火・強姦）  
 -相隣犯（凶器持集結・暴行・傷害・恐喝）



国・民間団体による既存の支援

1953年（S28）	刑事訴訟法の改正 権利保障の除外事由の追加 （被害者等への危害の恐れがある場合）
1955年（S30）	自衛隊被害者救済法の制定
1958年（S33）	刑法に犯人の罪を新設 被害者救済法の改正
1980年（S55）	証人が被害者として認定された場合 （証人が被害者として認定された場合）
1981年（S56）	財団法人犯罪被害者救済基金の設立
1985年（S60）	国連総会で「犯罪及び権利濫用の被害者のための 司法の基本原則宣言」が採択 警察庁が犯罪被害者対策懇話会を策定、 被害者対策センターを設置
1986年（H8）	全国被害者支援ネットワークが策定
1988年（H10）	児童買春防止法の制定
1989年（H11）	法務省が被害者等通知制度実施要領を策定 政府に犯罪被害者対策関係府庁連絡協議会設置
2000年（H12）	犯罪被害者保護法を制定 （犯罪被害者等支援法・犯罪被害者保護法）を制定 犯罪被害者等支援法・ストーカー規制法 改正少年法、ストーカー規制法 児童虐待防止法の改正
2001年（H13）	犯罪被害者救済法を制定 犯罪被害者救済法を制定 犯罪被害者救済法を制定 犯罪被害者救済法を制定

社会背景



犯罪被害者等が抱える問題

刑事手続への不満

- ・刑事手続にもっと関与したい
- ・加害者の情報を知りた
- ・捜査や公判の結果、加害者の処遇が納得できない
- ・刑事手続に参加する負担が重い

日常生活の不安

- ・生活費に困っている
- ・自宅が事件現場になったので、他の住居に移りたい
- ・雇い主の理解をが得られず、働き続けられない

困難な損害回復

- ・身体への被害、障がい
- ・PTSD( ) など精神的な被害
- ・働けず収入の喪失、被害回復のための休業等による経済的な困難
- ・実効性の乏しい加害者からの補償

心的外傷後ストレス障害

犯罪被害者等の権利利益・支援拡充の訴え

犯罪被害者等基本法  
 (2005年(H17)4月施行)

基本理念

- ・個人の尊厳尊重と尊厳にふさわしい処遇を受ける権利
- ・状況に応じた適切な施策
- ・最期的・多面的な支援

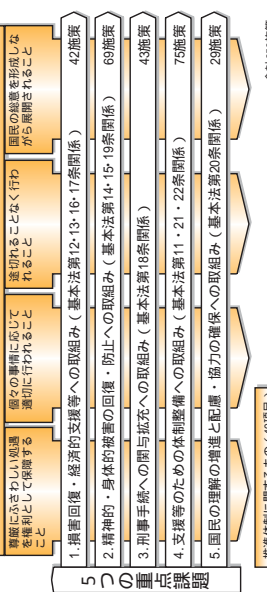
国・地方公共団体の責務

- 相談および情報の提供
- 損害賠償の請求についての援助等
- 給付金の支給に際しての充実等
- 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供
- 安全の確保
- 居住の安定
- 雇用の安定
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
- 国民の理解の増進
- 国民の理解の増進
- 調査研究の推進等
- 民間の団体に対する援助
- 意見の反映、透明性の確保

【基本的施策】

- 国・道・市が取り組む施策
- 主に国・道が取り組むが、市にも関係がある施策
- 国民の責務
- 犯罪被害者等の名簿・生活の平穏を書き添い配慮
- 国・地方公共団体の施策に協力

4つの基本方針



＜新設・拡充された主な支援制度＞  
 被害者参加制度  
 被害者が、被告人に対し質問を行つた後、刑事裁判に直接参加する制度（H20未施行）  
 損害賠償命令制度  
 被害者から被告人に対する損害賠償請求の申立があったとき、刑事事件について有罪の言い渡  
 した後に、当該損害賠償請求の管理・決定ができる（H20未施行）  
 犯罪被害者給付制度の拡充  
 遺族給付金・障害給付金を自賠責法に引き上げ（H20.7施行）

道：北海道犯罪被害者等支援基本計画 計画期間：2006-2010年度（H18-H22）  
 ＜新設・拡充された主な支援制度＞  
 「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」の開設（H19.8）

犯罪被害者等のためにできること

- 犯罪被害者等の置かれた状況や心情をよく理解すること
- 犯罪被害者等の窮状を多くの人に伝えること
- 犯罪被害者等の相談を受け、悩みを聞き、困り事を解決するためのアドバイス
- 犯罪被害者等が必要とする情報を提供すること
- 犯罪被害者等の損害の回復を進め、苦痛を和らげるための手助けをすること
- 関係機関・市民が協力し、途切れなくきめ細かな支援を行うこと
- 犯罪被害者等を支援する民間団体の活動を支えること

